

4. 各種サービス

※については、各事業所・団体のホームページにも掲載しています。

認知症になっても、各種サービスを適切に使うことで、自宅で過ごすことが可能となり、また家族の負担も軽減されます。

1 介護保険サービス ※

介護保険は、40歳以上の皆さんが加入者（被保険者）となって、保険料を納め、介護が必要になったときには、費用の一部を負担することで、介護保険サービスを利用できる制度です。市町村が運営しています。

介護保険サービスをお使いになる際は、どんなサービスをどれくらい利用するかという「ケアプラン（居宅サービス計画書）」が必要です。サービスについて詳しく知りたい場合や、ケアプランの作成については、居宅介護支援事業所のケアマネジャー（介護支援専門員）へご相談ください。

問合せ先	連絡先
八戸市介護保険課 認定給付グループ	43-9083 FAX 47-0732
八戸市地域包括支援センター (八戸市高齢福祉課【八戸市庁 別館1階】)	43-9189 FAX 43-2442

各種サービス

2 八戸市介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防を目的として、心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、訪問事業や通所事業、生活支援事業その他適切な事業が包括的にかつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業です。

対象になるかどうかについては、下記問合せ先にご確認ください。

問合せ先	連絡先
八戸市地域包括支援センター (八戸市高齢福祉課【八戸市庁 別館1階】)	43-9189 FAX 43-2442

3 高齢者福祉サービス ※

高齢者福祉サービスの中には、認知症の人や家族が利用できるサービスがあります。詳しくは市が発行している「高齢者福祉サービスのご案内」をご参照ください。

問合せ先	連絡先
八戸市高齢福祉課 高齢福祉グループ	43-9104 FAX 43-2442

4 障がい福祉サービス ※

障がい福祉サービスの中には、障がい者手帳の取得により認知症の人が利用できる訪問系サービスや日中活動系サービス等があります。詳しくは、市が発行している「障がい者のしおり」をご参照ください。

問合せ先	連絡先
八戸市障がい福祉課 自立支援グループ	43-9343 FAX 22-4810

5 認知症の人の住まいについて

認知症になっても、住み慣れた自宅で暮らせることが望ましいといわれていますが、何らかの事情により自宅での生活が難しくなる場合があります。その場合は施設入所等をご検討ください。施設等についてお知りになりたい場合は、下記へお問合せください。

問合せ先	連絡先
担当のケアマネジャー (介護支援専門員) がいる 場合	担当ケアマネジャーへ
担当のケアマネジャー (介護支援専門員) がいない 場合 お住まいの地区の高齢者支援センター	19 ページ参照

なお、在宅医療に携わる医療・介護従事者の方が地域の資源についての情報を把握し、質の高い在宅医療が提供できるように、また、多職種連携体制の構築に役立てていただけるように、インターネット上に「はちのへ医療・介護連携マップ」を公開しておりますので、ご参照ください。

はちのへ医療・介護連携マップ
<http://8zai-iryō.jp/>



6 認知症高齢者の見守り支援

1 高齢者見守りネットワーク事業

見守りの必要な高齢者に対し、高齢者の変化に早めに気づき、必要な支援を行うために、町内会単位でのネットワーク（つながり）を構築することを目的とした事業です。詳しくはお住まいの地区の高齢者支援センターまでお問合せください。（19 ページ参照）

2 八戸市あんしんカード事業

八戸市にお住まいのおおむね 65 歳以上の方で、徘徊の心配がある方の情報を、市町村及び警察署に登録しておく仕組みです。もし徘徊して保護された時には、登録情報から個人を特定し、すみやかにご家族へ連絡します。

市が発行している「八戸市あんしんカード事業」のパンフレットをご覧ください。

問合せ先	連絡先
八戸市地域包括支援センター (八戸市高齢福祉課【八戸市庁 別館 1 階】)	43-9189 FAX 43-2442

3 認知症高齢者の行方不明の捜索

家族が行方不明になったり、徘徊している高齢者を見つけた場合はご連絡ください。

問合せ先	連絡先
八戸警察署 生活安全課	43-4141 または 110 番

4 ほのぼのコミュニティ 21 推進事業 ※

一人暮らしの高齢者・高齢者だけの世帯・障がい者世帯などを近隣住民で見守り、お互いに支え合いながら誰もが安心して暮らせる地域づくりを目的とした事業で、住民の方々の温かい助け合いの心によって支えられていく活動です。

地区ごとに「ほのぼの交流協力員」という見守りのボランティアを委嘱し、定期的に要支援世帯への訪問活動・安否確認を行っています。

問合せ先	連絡先
八戸市社会福祉協議会	47-2940 FAX 47-1881

5 福祉安心電話サービス

一人暮らしや、病気や障害のため不安がある方等が利用する電話で、ボタンを押すだけで、24時間、365日対応します。火災報知器や、首から下げるペンダント型無線発信機もセットになっており、自宅の電話と接続することで利用できます。

問合せ先	連絡先
八戸市社会福祉協議会	47-2940 FAX 47-1881

6 おげんきメールサービス

自宅から電話をかけるだけで、中央センターが「げんき」情報を受付けし、その情報が家族等にメール配信されるサービスです。48時間以上「げんき」情報の発信がない場合は中央センターから安否確認が行われます。

問合せ先	連絡先
八戸市社会福祉協議会	47-2940 FAX 47-1881

7 成年後見制度

認知症、精神障がい、知的障がいなどの理由で判断能力が不十分な方が、不動産や預貯金などの財産を管理したり、各種契約を結んだりする際に、不利益を被らないように保護し、支援するための制度です。

問合せ先	連絡先
八戸市成年後見センター (八戸市社会福祉協議会内)	24-1324 FAX 47-1881

8 日常生活自立支援事業（あっぷるハートはちのへ）※

高齢や障がいなどによって、自分一人で意思決定し実行に移すことが難しい状況にあり、日常生活に不安のある方が、自立した地域生活が送れるよう、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、それに伴う日常的な金銭管理を行います。

問合せ先	連絡先
八戸市社会福祉協議会	47-2940 FAX 47-1881

9 運転免許の自主返納者支援事業 ※

青森県警察では、高齢等の理由により運転が困難になった方や運転に不安がある方が、無理に運転を継続しなくてもよい環境づくりを推進するため、趣旨に賛同していただいた民間企業を通じて、自主的に運転免許を返納された方の生活を支援する様々なサービスを提供しています。

■ 運転免許の自主返納のメリット

- ◎ 運転免許を自主的に返納して申請すると「運転経歴証明書」の交付を受けることができます。
 - ◎ 「運転経歴証明書」は、金融機関等で身分証明書として使用できます。
 - ◎ 「運転経歴証明書」を提示することにより支援協賛店でさまざまな支援を受けることができます。
- ※ 支援協賛店は、青森県警ホームページで御覧になれます。

『支援協賛店ステッカー』

※ このステッカーが支援協賛店の目印です。



問合せ先

八戸自動車運転免許試験場

月曜日から金曜日まで（祝祭日、年末年始を除く）
8時30分から17時15分（第2・第4金曜日を除く）

連絡先

43-4141（八戸警察署内）

10 生きがいと健康づくり推進事業

高齢者が社会の各分野で培った豊かな経験と知識・技能を活かした社会参加の機会づくり、また、生きがいと健康の増進を図ることを目的とした事業です。

内 容	問合せ先	連絡先
<ul style="list-style-type: none"> ・ 三世代交流事業 ・ ニュースポーツ講座 ・ シニアいきいき講座 ・ ほっとサロン 	八戸市社会福祉協議会	<p>47-2940</p> <p>FAX 47-1881</p>

11 各種民間サービス

家事代行、配食、移送、出張理美容等、民間で行っている各種サービスもあります。詳しくは、お住まいの地区の高齢者支援センターまでお問合せください。（19 ページ参照）



家事代行



配食サービス



出張理美容室



送迎サービス